

掛川市図書館条例

平成 17 年 4 月 1 日

掛川市条例第 164 号

改正

平成 18 年 12 月 22 日掛川市条例第 43 号

平成 24 年 3 月 30 日掛川市条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、図書館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
掛川市立中央図書館	掛川市掛川 1148 番地の 1
掛川市立大東図書館	掛川市大坂 7152 番地
掛川市立大須賀図書館	掛川市西大淵 63 番地の 2

(事業)

第 3 条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 3 条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(開館時間等)

第 4 条 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(入館等の制限)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

- (2) 図書館の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認められるとき。

(施設の使用)

第6条 教育委員会は、図書館の業務に支障のない範囲内において、特に必要があると認める場合は、会議室、ホール、ギャラリーその他の施設（以下「施設」という。）を図書館資料の利用以外の目的で使用させることができる。

2 前項の規定により施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 施設の使用時間は、図書館の開館時間内とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

4 第2項の許可には、図書館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可等)

第7条 教育委員会は、第5条各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可をしないものとする。

2 教育委員会は、前条第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 前条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(図書館協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、掛川市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、10人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の掛川市立図書館設置条例（昭和56年掛川市条例第11号）又は大須賀町立図書館条例（昭和54年大須賀町条例第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月22日掛川市条例第43号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日掛川市条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。